

免税軽油が使用できる対象者及び用途・機械等

地方税法で定められた特定の事業を営む者等（左欄）が、特定の用途（右欄）に軽油を使用する場合に、課税が免除されます。

（※事前に免税軽油使用者となり、免税証の交付を受ける必要があります。）

対象となる事業者	対象となる用途・機械等
石油化学製品製造業を営む者	①エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤の原料（ノルマルパラフィンにあつては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途 ②ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途

以下の事業者については、地方税法附則 12 条の 2 の 7 により令和 9 年 3 月 31 日までの間、免税の対象となります。

対象となる事業者等	対象となる用途・機械等
船舶の使用者 ※専らレクリエーションで使用される船舶（いわゆるプレジャーボート）については、令和 7 年 3 月 31 日までの経過措置をもって、免税対象外。	船舶の動力源の用途
自衛隊	自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（道路運送車両法第 4 条の規定により登録を受けている自動車並びに自衛隊法第 114 条第 1 項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車と同条 3 項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。）その他これらに類する機械の電源又は動力源の用途
鉄道又は軌道事業を営む者 専用の鉄道を設置する者 専用側線で車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両の動力源の用途又は日本貨物鉄道株式会社が駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱を行う場所で専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
農業を営む者 農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行う者 農地の造成又は改良を主たる業務とする者（土地改良区等） 林業を営む者 素材生産業を営む者 （立木の伐採及び搬出を行う事業を営む者で、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上であるもの）	左欄の業務の用に供する機械で以下に掲げるものの動力源の用途 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機
セメント製品製造業を営む者 （生コンクリート製造業を除く。）	事業場内で専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
生コンクリート製造業を営む者 （製造した生コンクリートを事業場外で自ら運搬するものを除く。）	事業場内で専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
鉱物（岩石及び砂利を含む）の掘採事業を営む者	削岩機、動力付試すい機、鉱物の掘採事業を営む者の事業場内で専ら鉱物の掘採・積込み・運搬のために使用する機械（パワーショベル等）の動力源の用途
専らとび・土工事業を営む者 （建設業法第 3 条により許可を受けて専らとび土工・コンクリート工事を行う者。）	とび・土工・コンクリート工事の工事現場で専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないものを除く。）の動力源の用途

対象となる事業者等	対象となる用途・機械等
鉱さいパラス製造業を営む者 (租税特別措置法第 10 条第 8 項第 6 号に規定する中小事業者又は同法第 42 条の 4 第 8 項第 7 号に規定する中小企業者に限る。)	事業場内で専ら鉱さいの破碎又は鉱さいパラスの集積・積込みのために使用する機械の動力源の用途
港湾運送業を営む者	港湾で専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途
倉庫業を営む者 (倉庫業法第 3 条の規定による登録を受けている者)	倉庫で専ら倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途 (倉庫で専ら寄託を受けた物品の積み卸しに使用されるものに限る。)
鉄道(軌道)にかかる貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅(専用側線のために設置されたものを除く。)の構内で専ら鉄道運送事業者の行う貨物の運送にかかるもの又は鉄道(軌道)の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
航空運送サービス業を営む者	特定の空港その他公共の飛行場で専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車等の動力源の用途
廃棄物処理事業を営む者	廃棄物の埋立地内で専ら廃棄物の処分のために使用する機械で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物処分業者又は同法第 14 条の 4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者(これらの者のうち中小事業者等を除く。)が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの(一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。)以外のものの動力源の用途
専ら木材加工業を営む者 (一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業)	事業場内で専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
木材市場業を営む者 (木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつその売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるものを開設し、又は経営する事業)	事業場内で専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
堆肥製造業を営む者 (肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届出がされた同項第 3 号の事業場内で行われるパーク堆肥製造業)	事業場内で専ら堆肥の製造工程で使用する機械又は堆肥若しくは原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
索道事業を営む者 (鉄道事業法第 32 条の規定による許可を受けている者)	スキー場で専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途

〈注意〉

◆「専ら」とは

上表において「専ら」の規定があるものについては以下の要件があり、それぞれ8割以上を占める必要があります。なお、免税軽油の使用は対象用途部分に限定されます。

- (1) 対象事業については、事業全体に占める対象事業の割合
- (2) 機械については対象用途への使用割合

免税対象となる事業者や用途であっても、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている機械及び車両は対象とはなりません。また道路の走行や道路上での作業に対しては免税軽油を使用できません。

※免税の対象者及び用途については、地方税法により、詳細に規定されています。

また、手続きについても必要書類が対象者及び用途により異なりますので、お手数ですが事前に所管の府税事務所等にお問い合わせください。